

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	酒井 絢美
論文題目	監査人の保守性と監査人交代		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本申請論文は、監査人の保守性と監査人交代との関係について理論的および実証的分析を試みたものである。</p> <p>本論文の構成は、以下のとおりである。</p> <p>本論文全体の序章となる第1章では、本論文の具体的な目的として、先行研究の整理および理論的な考察から監査人の保守性と監査人交代との関係を示唆する仮説を導出すること、およびその仮説に関する経験的検証を行うことが提示されている。さらに、本論文のコア概念となる監査人の保守性に関して、財務報告数値の保守性および監査意見表明時の保守的判断の2つを含む監査人の保守的態度という概念の明確化が行なわれている。</p> <p>第2章では、監査人の保守性と監査人交代について、理論的な考察を行っている。一般に、監査人は保守主義に対するインセンティブを有している。他方、監査人の保守主義は監査契約の解除および監査人交代の重要な要因ともなり得る。そのため、監査人のインセンティブと監査契約解除のリスク双方を考慮した場合、実務上監査契約の解除が最も為されにくいとされる監査人交代直後において後任監査人による監査人の保守主義の財務報告数値への反映の傾向が見られることが示唆されている。</p> <p>第3章では、実証研究を中心に、監査人の保守性と監査人交代に関する米国および日本の先行研究のサーベイを行っている。サーベイの結果は、監査人の保守性と監査人交代は深く関係していること、および監査人の保守性が監査人交代の理由の一つとなることを示している。さらに、第2章と第3章における考察から、「監査人交代直後において、後任監査人による監査人の保守性が確認される」という仮説が導出されている。</p> <p>本論文の第4章から第6章では、上述の仮説に基づき経験的な検証を行っている。第4章では、裁量的会計発生高を用いて、交代企業における監査人の交代前後の会計数値の比較検討を行っている。結果は、後任監査人が大手監査法人である場合のみ交代企業は監査人交代後に保守的な財務報告数値を計上すること、および、監査人の交代が交代企業の信頼の失墜をもたらす可能性があることを示している。</p> <p>第5章では、交代企業と非交代企業の比較検討を行っている。結果は、交代企業は非交代企業と比較して監査人交代後により保守的な財務報告数値を計上する傾向にあること、および前任監査人が大手監査法人以外の監査人（その他の監査人）である交代企業は監査人交代後により保守的な財務報告数値を計上する傾向にあることを示している。</p> <p>第6章では、後任監査人による監査人の保守性を、監査意見の側面から分析している。結果は、交代企業は非交代企業と比較して監査人交代後により保守的な監査意見であるゴーイング・コンサーン (GC) 意見の表明を受ける傾向にあること、および大</p>			

手監査法人からその他の監査人へと監査人交代を行った交代企業は非交代企業と比較してGC意見の表明を受ける傾向にあること，を示唆している。

終章となる第7章では，本論文の要約が行われるとともに，本論文の貢献および課題が提示されている。経験的検証の結果は，仮説の一定程度の説明力を示唆するとともに，監査人の規模が監査人の保守性の表れ方や行動に影響をおよぼす可能性を示唆している。

(論文審査の結果の要旨)

本申請論文は、監査人の保守性と監査人交代との関係について具体的な分析を行ったものである。

本論文の学術的貢献としては以下の四点をあげることができる。

第一に、本申請論文の方法的新規性に関する点である。日本の監査研究において、これまで研究の必要性は認識されていたにもかかわらず、調査のためのデータが入手できないために、実証研究を行うことができなかつた財務報告数値の保守性と監査人の保守的態度和の関係、さらには監査人交代との関係という課題について、ハンドコレクトによってデータベースを作成して 実証研究を行ったことは、本論文の方法的新規性として評価することができる。

第二に、本申請論文の結果が有する新規性に関する点である。本論文は、大監査法人とその他の監査法人とで、監査人の経済合理的行動が異なり、保守性の発現も異なることを明らかにしている。このような結果は、今後の監査研究における新たな研究分野の可能性を示唆しているだけではなく、実務上においても、公認会計士・監査審査会や公認会計士協会による監査法人の調査の際に注意すべき点を提示している。

第三に、本申請論文が制度設計に関する経験的証拠を提供している点である。本論文は、監査人の交代時点において監査人が保守的な行動をとることを明らかにしている。このことは、監査人の交代に関してどのような制度を設定すべきかについて世界的な論争が展開されている中、1つの有益な経験的証拠を提供している。

最後に、文献の整理に関する点である。膨大な文献の渉猟・整理が行われており、本申請論文の文献目録としての価値は高い。

一方で、本申請論文には、今後取り組むべき研究課題や改善点が残されている。

第一点目は、概念の整理に関することである。本論文において、保守性の概念を一応整理しているが、例えば、本論文では、財務会計における一般的な保守主義とは異なった定義がなされており、一部に曖昧さが残されている。そのため、理論的定義付けと実証研究のための操作可能な定義化との違いに注意して、より洗練された概念整理を行えば、実証研究もきめ細かな展開が可能となるであろう。

第二点目は、具体的な分析上の限界に関することである。大監査法人とその他の監査法人とで、監査人の経済合理的行動が異なり、保守性の発現も異なることを明らかにしている点は、本論文における重要な貢献の1つであるが、大監査法人が具体的にどのようなインセンティブを持ち、それがどのような帰結(行動)をもたらすのか明らかにされていない。そのため、計量的な研究では解明できない、個々の具体的な状況について、ケース研究等を用いて明らかにしていく必要がある。とりわけ、監査人交代の理由が複数あるので、その点を考慮した研究を行うことが期待される。

以上のような課題を残しているとはいえ、それらは将来に向けた研究の発展のための示唆であり、本申請論文が現時点において達成した学術的価値を損なうもので

はない。よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成25年1月23日に、論文内容の審査とそれに関する諮問を行った結果、合格と認めた。